

議案第16号

飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴う改正

## 飛驒市個人情報保護条例の一部を改正する条例

飛驒市個人情報保護条例（平成16年飛驒市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。））に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方式を用いて表された一切の事項（（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の利益権利を害するおそれがあるもの

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条に次の2号を加える。

(10) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(11) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述

等が含まれる個人情報をいう。

第6条第2項中「次に掲げる事項に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同項各号を削る。

第9条の次に次の1条を加える。

(不適正な利用の禁止)

第9条の2 実施機関は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

第25条に次の1項を加える。

5 市民等は実施機関に対し、当該市民等が識別される個人情報を実施機関が利用する必要がなくなった場合、当該市民等が識別される個人情報の取扱いにより当該市民等の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該個人情報の利用中止又は第三者への提供中止を請求することができる。

第34条第2項及び第3項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 飛騨市個人情報保護条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>個人情報</u> <u>個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)</u>であって、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文章、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。)</u>に記録されるもの又は記録されたものをいう。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2)~(9) 略</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>個人情報</u> <u>個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)</u>であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方式を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)</u>により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の利益権利を害するおそれがあるもの</p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2)~(9) 略</p>

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

第3条～第5条 略

(収集等の一般的制限)

第6条 略

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は飛騨市情報公開・個人情報保護審査会（以下第35条を除き「審査会」という。）の意見を聴いて正当な事務の実施のために必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 犯罪に関する事項

(3) その他社会的差別の原因となる事項

第7条～第9条 略

\_\_\_\_\_

(10) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(11) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第3条～第5条 略

(収集等の一般的制限)

第6条 略

2 実施機関は、要配慮個人情報 \_\_\_\_\_ を収集してはならない。ただし、法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は飛騨市情報公開・個人情報保護審査会（以下第35条を除き「審査会」という。）の意見を聴いて正当な事務の実施のために必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

第7条～第9条 略

(不適正な利用の禁止)

第10条～第24条 略

(訂正等の請求)

第25条 略

2～4 略

(事業者に対する意識啓発等)

第34条 略

2 市長は、事業者がこの条例の趣旨に反する行為をしていると認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、事業者がこの条例の趣旨に著しく反する行為をしていると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その行為の是非若しくは中止を指導し、又は勧告をすることができる。

以下 略

第9条の2 実施機関は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

第10条～第24条 略

(訂正等の請求)

第25条 略

2～4 略

5 市民等は実施機関に対し、当該市民等が識別される個人情報を実施機関が利用する必要がなくなった場合、当該市民等が識別される個人情報の取扱いにより当該市民等の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該個人情報の利用中止又は第三者への提供中止を請求することができる。

(事業者に対する意識啓発等)

第34条 略

以下 略

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	個人情報の保護と利活用のバランスを図ること等を目的として、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号）、「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第51号）及び「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和2年法律第44号）により、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）が改正された。これに伴い、本市の個人情報保護に関する取扱いを定める当該条例についても、これらの法律改正の趣旨を踏まえ、法に適合した内容とするため、所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p><b>【改正の内容】</b></p> <p>(1) 個人情報の定義の明確化</p> <p>法律において、身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換したもの（DNA、指紋等）や、特定の個人に付与された番号・符号（個人番号、運転免許証番号等）について「個人識別符号」として定義し、これらの情報も個人情報に該当することとされたため、本条例においても関係箇所を改正する。 （第2条関係）</p> <p>(2) 要配慮個人情報の定義等</p> <p>法律において、人種・信条・病歴等その取扱いによっては差別や偏見を生じるおそれがある個人情報を「要配慮個人情報」として定義されたことに伴い、本条例においても定義するとともに、同情報の取扱いを定める規定を改正する。 （第2条、第6条関係）</p>

	<p>(3) 個人情報不適正利用の禁止規定の追加</p> <p>個人情報保護法において、個人情報の不適正な利用を禁止する旨の規定が追加されたことに伴い、当該条例においても同様の規定を追加する。 (第9条の2関係)</p> <p>(4) 個人情報利用中止・提供中止の請求規定の追加</p> <p>個人情報保護法において、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合に利用中止・提供中止等を求めることができる請求権が追加されたことに伴い、当該条例においても同様の規定を追加する。 (第25条関係)</p> <p>(5) 事業者に対する意識啓発等に関する規定の削除</p> <p>改正前の個人情報保護法では、取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者は同法の適用を除外されていたが、改正によりすべての事業者について同法が適用されることとなった。このため、当該条例における事業者に対する措置を定める規定を削除する。 (第34条関係)</p>
市民への影響等	法に基づき条例の内容を適合させるための改正であり、市民への影響はない。
施行日	令和4年4月1日
備考	